

大嶺さやか

質問 1－① 回答 (1)

制定された法に基づいて、市で具体化する条例は必要だと思います。
今の時点は、条例作りのための議論の過程も大切にしたいです。

質問 1－② 回答 (1)

条例としてきちんと位置づけることで市の姿勢も変わり、手話を言語とするみなさんが暮らしやすい茨木にすることができます。制定過程の中で、私自身も学ばなければならないことがたくさんあると感じています。

質問 2 回答 (1)

誰もが安心して働ける職場にする観点と、合理的配慮の点は、雇用のあり方を抜本的に見直せば終わりというのではなく、職場環境を常日頃から働きやすいものとなるよう、検討や改善をする市政が大切だと思います。

質問 3 回答 (1)

介護保険制度に移行することで、困っている声をよく聞きます。厚労省が出している通知に従い、それぞれの状況に応じて対応できる制度にするべきだと考えます。

質問 4－① 回答 (1)

ボランティアで自己責任にするのではなく、公共の福祉としてきちんと位置づける必要があります。

質問 4－② 回答 (1)

ヘルパー利用が希望通りにならないことは、ガイドヘルパーをしている側からも声として聞くことがあります。
利用者の希望がかなう制度にする必要があります。

質問 5－①

医療については市民の関心が高く、安心して通える病院は必要だと考えます。
ただし、病院を増やすことを待つだけでなく、切実なヘルパー利用は利用者の希望通り、緊急に実現する課題だと考えます。

質問 5－②

医療施設において、完全看護できるほどの人出がないのが現状で、日常の入院生活に困ら

ないよう、使える制度の充実は必要と考えます。

質問6

利用日が集中し、会議室が足りていない現状を解消するためには、現市民会館を閉館するのではなく、耐震化やバリアフリー化を行った上で使用継続すべきだと考えます。市民に不便をかけない配慮をした上で、市民の意見を聞く機会を十分にとり、市民会館跡地には、現在必要とされている機能を確保した計画を策定する必要があると考えます。